

第2回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年3月11日（水）14時
場 所：県庁11階知事第3応接室

議題是員

1. 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策（第2弾）について
2. 新型コロナウイルス感染症の最近の状況について
3. 各部における対応状況について
4. その他

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 一第2弾一

〔令和2年3月10日〕
新型コロナウイルス感染症対策本部

1. 基本方針

新型コロナウイルス感染症については、令和2年2月13日に、第1弾として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」を決定し、帰国者等への支援、水際対策、国内感染対策などを中心に、予備費103億円を含む総額153億円の対応策を実行している。また、同25日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策等をとりまとめた。

現在、新型コロナウイルス感染症は世界全体に広がりつつあり、日本国内においても、一部の国に見られるような大規模な感染の拡大傾向はないものの、連日、感染者が確認される状況にあり、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえれば、国内での健康被害を最小限に抑える上で、極めて重要な時期にある。まずは、国内における感染拡大を防止するため、政府として万全の対応を行い、患者増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の早期終息を目指す。

子どもたちの健康と安全を第一に考え、政府として、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、臨時休業の要請を行ったところであるが、これに伴って生じる諸課題に対しては、本対応策に基づき責任を持って対応する。

また、今回の新型コロナウイルス感染症が経済に与える影響に対しては、事業規模26兆円の「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」を着実に実行するとともに、雇用の維持と事業の継続を当面最優先に、全力を挙げて取り組む。このため、今回の感染拡大によって経済的な影響を受けた事業者や、政府の要請を受けてイベントや営業等を中止した事業者について、強力な資金繰り支援をはじめ、地域経済に与える影響にも配慮し、年度末の状況等を踏まえつつ、必要な対策を講ずる。

こうした方針の下、緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分に注視し、必要な対策を躊躇なく講じていく。

2. 緊急対応策

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

○ 感染拡大防止策

感染流行の早期終息に向けては、基本方針に示すとおり、クラスター（集団）が次のクラスターを生み出すことを防ぐことが極めて重要であり、感染拡大防止により、患者の増加スピードを可能な限り抑制する。現状においては、専門家会議の見解を踏まえれば、感染拡大のスピードを抑制することは可能であり、国内の感染拡大防止のために、クラスター対策の専門家の地方公共団体への派遣をはじめ、あらゆる手段を尽くす。

こうした考え方の下、大規模感染のリスクを回避するため、令和2年2月26日に、多数の方が集まるような全国的なスポーツ、文化イベント等については、中止等を要請したところである。

また、子どもたちへの感染事例も発生し、各地域において感染拡大を防止する努力がなされている中、子どもたちの健康・安全を第一に考え、教職員も含め日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備え、学校から新たにクラスターが発生する事態を避けるため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等について、春休みまでの臨時休業を要請した。

さらに、乳幼児や、重症化リスクが高いと考えられる高齢者、障害者についても、十分な感染拡大防止策を講ずる必要がある。介護施設や障害者施設、保育所等における消毒液購入や、施設の消毒等の感染拡大防止に必要な費用を補助（補助率：介護施設2／3等）する。

このほか、全国の鉄軌道事業者、自動車運送事業者、航空事業者や海事関係事業者等に対し、従業員の感染症対策の徹底、一般向け感染症対策の周知、駅やターミナルにおける消毒液の設置、テレワークや時差出勤の呼びかけ等を要請する。また、宿泊施設や飲食店等において、ビュッフェスタイルの食事を安全に行うための考え方を提示する。

○ 需給両面からの総合的なマスク対策

マスクについては、緊急対応策第1弾により、国内企業への設備投資支援を行ったところであるが、令和2年3月3日には、感染拡大防止策が特に必要と考えられる都道府県のうち、感染者の広がりが見られる市町村の住民に対して、国がマスクを一括して購入し、各世帯に緊急に直接配布する取組を開始したところである。現下の品薄状態を踏まえ、

こうした取組を更に充実し、需給両面から総合的なマスク対策を講ずる。

需要面では、インターネット等においてマスクが高額で取引される事例が報告され、こうした転売を目的とした購入が、店頭におけるマスクの品薄状態に拍車をかけている、との指摘があることから、国民生活安定緊急措置法を適用し、こうしたマスクの転売行為を禁止する。

供給面では、医療現場をはじめ、特に感染拡大防止の観点から必要な場所へのマスク供給を抜本的に強化する。

まず、介護施設や障害者施設、保育所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図るために、再利用可能な布製マスクを、国が一括して 2,000 万枚購入し、地方公共団体の協力も得つつ、介護施設等に少なくとも 1 人 1 枚は行きわたるよう、十分な量を緊急に配布する。

同時に、医療機関向けのマスクについて、国内メーカーに増産を要請するとともに、海外からの輸入を拡大することにより、まず、1,500 万枚を国が購入して確保し、地方公共団体などを経由して、必要な医療機関に対しマスクの優先配布を行う。こうした取組とあわせ、地方公共団体からの要請に基づき、メーカーと卸業者により医療機関向けのマスクの優先配布を行う仕組みを継続することで、マスク不足によって医療現場に支障が生じないよう万全を期す。

さらに、マスクメーカーに対する更なる増産支援（補助率：中小企業 3／4、大企業・中堅企業 2／3）も行い、国内市場へのマスク供給量の一層の積み増しを図る。

今後も、マスクの需給状況を十分に注視しながら、国民不安の解消に向けて、必要な対策を果斷に講じていく。

また、マスク以外の物資についても、国民の間で円滑な供給について不安が広がっている場合には、正確な情報提供、転売禁止も含め、必要な対応を行う。

○ PCR検査体制の強化

帰国者・接触者外来等において、医師が診断のために検査が必要と判断した全ての方が PCR 検査を受けることができるよう、体制を強化する。

緊急対応策第 1 弹により、国立感染症研究所のみならず、地方衛生研究所、民間検査機関等の検査体制構築を行った結果、1 日約 6,200 件を超える検査能力を確保しているところであるが、民間検査機関等へ

の検査設備の導入を支援（補助率：1／2）し、本年3月中に1日最大7,000件程度に拡大させる。

また、PCR検査の時間短縮を可能とする迅速ウイルス検出機器の検査精度等に関する実証や操作性の確認を行い、本年3月中の利用開始を目指す。

加えて、必要なPCR検査が各地域で確実に実施できるよう、検査実施の広域融通を国が仲介する。

さらに、PCR検査について保険適用とし、民間の検査も十分活用できる体制を構築する。その際、引き続き自己負担分が生じないよう、公費で補助する。

○ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

感染拡大防止と同時に、国内で患者数が大幅に増えたときに備え、重症者対策を中心として医療提供体制を強化する。

現在、全国で2,000を超える感染症病床が存在するが、感染症指定医療機関や国立病院機構などの公的医療機関等を最大限活用し、緊急時には5,000を超える病床を確保しており、引き続き必要な病床の確保を進める。

また、重症者に対して適切な入院医療を提供できるよう人工呼吸器等の導入など、地域における医療提供体制の整備等を支援する（補助率：1／2）等、必要な措置を講ずる。

あわせて、感染拡大の懸念等から健康不安に関して遠隔で医師に相談したいというニーズに対処するため、遠隔健康医療相談窓口を設置する。

さらに、新型コロナウイルス感染症に対する治療薬等について、AMEDの研究費や厚生労働科学研究費といった各種研究費制度を十分に活用し治療薬の有効性確認等の研究を順次拡大するとともに、ワクチンや簡易検査キットの早期開発に向けた取組を進める。

○ 症状がある方への対応

健康保険制度における傷病手当金の支給が円滑に行われるよう、発熱などの自覚症状があり自宅療養を行った場合も対象となるなどの取扱いを明確にし、周知徹底する。国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う。

○ 情報発信の充実

新型コロナウイルス感染症の発生状況、手洗い等の感染予防の方法、典型的な臨床情報のほか、受診・検査体制や医療提供体制等を、厚生労働省のホームページや政府広報などにより、国民や企業、地方公共団体など様々な主体にわかりやすく情報提供するとともに、重症者の割合や回復した事例等も含めて積極的な広報を展開する。また、在留外国人、外国人旅行者に対して、多言語で適切迅速な情報提供を行うことに加え、地方公共団体が設置する一元的相談窓口において、在留外国人に対して新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や相談対応を多言語で行うための特別な体制をとる場合に要する経費について、各地方公共団体に対する交付限度額（運営費）を倍額まで増額する。

あわせて、在外公館、日本政府観光局（J N T O）などを通じ、S N Sも活用し、我が国の状況や政府の取組に関する情報を、透明性をもつて国外に対して適時適切に発信し、正確な理解を得ることに努める。

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

○ 保護者の休暇取得支援等

小学校等の臨時休業により、職場を休まざるを得なくなった保護者や、そうした従業員を抱える事業者などを支援し、休みが取りやすい環境の整備を強力に進める。

このため、正規雇用・非正規雇用を問わず、今回の政府の要請を踏まえ、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた企業に対する助成金（助成割合は 10／10。ただし、日額上限 8,330 円。）を創設する。個人で就業する予定であった方にも、業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの要件を満たす場合に支援を実施することとし、臨時休業した小学校等の子の保護者がこのために就業できなかつた日数に応じて定額(4,100 円／日)を支援することとする。

また、小学校等の臨時休業に伴い、教職員等について業務内容や勤務場所、勤務方法の変更といった柔軟な対応によって引き続き業務に従事させ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図ることを検討するよう、地方公共団体に要請する。

看護職員の代替職員の確保のため、業界団体へ代替職員の派遣調整

に関する事務を委託するとともに、保育士、介護職員等の応援職員の確保のため、応援職員の派遣調整等を行う都道府県を支援する。

○ 個人向け緊急小口資金等の特例

生活福祉資金貸付に特例を設け、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少があった世帯を対象とし、一時的な資金が必要な方（主に休業された方）には緊急小口資金により10万円以内、特に、休暇取得支援の助成金の対象とならない方を含め、小学校等の休業等の影響を受けた世帯等に対しては20万円以内を貸し付けるとともに、据置期間、償還期限を延長する。また、生活の立て直しが必要な方（主に失業された方等）については、総合支援資金により、例えば2人以上の世帯では月20万円以内を貸し付け、据置期間を延長するとともに、保証人がなくても無利子とする。あわせて、今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとした。

○ 放課後児童クラブ等の体制強化等

子どもの居場所の確保について、保護者の経済的負担を十分に軽減しつつ、子どもたちの安全が確保されるよう、必要な支援を行う。

放課後児童クラブ等については、長期休暇と同様、午前中からの開所のほか、支援の単位（クラス）の増加に対応できるよう、追加的に発生する経費については、国費により支援する（国庫負担割合10／10）。また、教室等を利用し、小学校の教職員にも協力を得る。放課後等デイサービスについても同様に支援する。

ファミリー・サポート・センター事業を利用した際の利用料の減免分についても国費により支援する（国庫負担割合10／10）。また、事業主拠出金による企業主導型ベビーシッター利用者支援事業について、本年3月は割引券の使用枚数の上限を引き上げる（月24枚→月120枚）。

あわせて、家庭での学習を行う児童生徒の学びの支援や心のケア等のため、公立学校における加配教員や学習指導員、スクールカウンセラーや等の活用を支援する。

○ 学校給食休止への対応

学校給食の休止に関しては、令和2年3月2日から春休みまでの臨時休業期間中の学校給食費（食材費）について、保護者の負担とならないよう、返還等を行うことを学校設置者に要請する。臨時休業及び上記

要請の実施に伴い、地方公共団体等の学校設置者の負担となる学校給食費に相当する費用について支援を行う（補助率：公立3／4等）。

また、学校給食関係の事業者について、給食再開に向けた安全・安心の確保と食品ロス対策のための支援をきめ細かく行うこととする。

具体的には、

- ・ 給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む。）に対する、今後の給食再開に向けた新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底・改善を図るための職員研修や設備等の購入の支援（定額（全額公費負担））
- ・ 食品納入業者・生産者等に対する、学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等についての、代替販路の確保に向けたマッチング等の支援及び販路が確保できない場合の慈善団体等への寄付のための輸送費等の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 酪農家に対する、学校給食用のために納入を予定していた生乳をバター・脱脂粉乳等の乳製品向けに販売する場合の、既存の加工原乳生産者補給金制度を活用してもなお生じる価格差の支援及び加工施設への輸送費の支援（定額（全額国庫負担））
- ・ 乳業メーカーに対する、脱脂粉乳の保管余力がないために既存在庫を飼料用に用途変更して販路を拡大する場合に要する経費の支援及び既に生産してしまった学校給食用牛乳をやむを得ず廃棄した場合の処分費用の支援（定額（全額国庫負担））

を行う。

○ テレワーク等の推進

今回の学校の休業要請に伴い、保護者が家にとどまりつつ仕事を行う場合が増えることも想定される。感染拡大防止の観点も含め、今回の感染症対応の機会を捉え、そうした場合でも勤務が可能となるよう、テレワークを強力に推進し、新たな働き方のモデルを定着させる。

このため、「時間外労働等改善助成金（テレワークコース）」について、新型コロナウイルス感染症対策のための今年度からの申請を可能とする特例的なコースを新設し、新たにテレワークを導入した中小企業事業主に対し、その経費を補助する（支給上限額：1企業あたり100万円）。また、中小企業生産性革命推進事業において、事業継続力強化の観点から、出社が困難な場合でも自宅等で業務が可能となるテレワークツールの導入に取り組む事業者を優先的に支援するほか、テレワークの導入を図る企業に対するICT専門家の無料相談対応を推進する

など、企業のテレワーク環境整備を支援する。

また、中央官庁においても、全省庁的に、必要な機器の増設等、テレワーク環境の整備を強力に実施するとともに、地方公共団体におけるテレワークの推進等についても要請する。

あわせて、時差出勤についても強力に推進するとともに、労働者が利用できる特別休暇制度を整備した中小企業等に対し、その経費を補助する。

働き方改革に関する中小企業等への監督指導に当たっては、閣議決定にある「労働時間の動向、人材の確保の状況、取引の実態その他の事情に配慮」に、新型コロナウイルスの発生や感染拡大が中小企業等に与える影響が入ることを明確にし、周知徹底する。

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

○ 雇用調整助成金の特例措置の拡大

新型コロナウイルス感染症の影響により、人や物の動きが停滞し、事業活動を縮小せざるを得ない事業者が生じている。その場合でも雇用が維持され、国民生活の安定が保たれるよう、雇用調整助成金の特例措置を大幅に拡大する。

具体的には、

- 支給要件緩和の対象を新型コロナウイルス感染症の影響を受ける全事業主に拡大するとともに、助成対象となる事業主が行う感染拡大防止に資する従業員の一斉休業や濃厚接触者となった従業員に命令した休業が対象となることを明確化する
- 他地域と比べて感染者が一定数以上かつ集中的に発生し、地方公共団体の長が住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出している地域の事業主に対しては、その期間中、特例的に生産指標が低下したとみなすとともに、助成率を引き上げる（助成率：中小 $2/3 \rightarrow 4/5$ 、大企業 $1/2 \rightarrow 2/3$ ）ほか、正規雇用・非正規雇用を問わず助成の対象とする
- 支援については本年1月に遡って実施する等の措置を講ずる。

また、窓口の体制の充実等を図る観点から、全都道府県労働局に特別労働相談窓口を開設し、年度末の状況等を踏まえつつ、事業主等からの休業手当、助成金等に関する相談をワンストップで迅速かつ円滑に受け付ける。

なお、前出の個人向け緊急小口資金等の特例により、フリーランス、

個人事業主の方等も含め、資金貸付の据置期間や償還期限の延長、償還免除の措置を設けることとし、雇用調整助成金とともに、セーフティネットを強化する。

○ 強力な資金繰り対策

各種イベントの自粛による影響を含め、地域経済にもたらされる影響を乗り越え、事態の終息の後、再度事業を成長の軌道に乗せていくため、中小・小規模事業者を中心に、日本政策金融公庫等による総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫等において、既に確保した緊急貸付・保証枠の拡充（5,000億円規模→6,000億円規模）に加え、売上高が減少している等の中小・小規模事業者に対して、新型コロナウイルス感染症に関する特別貸付制度を設け、新たに5,000億円規模の融資枠を確保し、据置期間を最長5年間とするなど、中小・小規模事業者の実情に即したものとする。さらに、フリーランスを含む個人事業主や売上高が急減している中小・小規模事業者については、信用力や担保にかかわらず、実質的に無利子化する。これらは緊急対応策第1弾で講じた5,000億円の資金繰り対策も含め、遡って適用する。

同時に、大規模災害での対応と同様に、小規模事業者経営改善資金（マル経融資）に別枠を措置し、金利を0.9%引き下げ、小規模事業者に対して手厚い資金繰り支援を実施していく。

あわせて、セーフティネット保証4号及び5号を発動し、信用保証協会により、一般保証とは別枠で、要件に応じて融資額の100%（地域を指定する4号）又は80%（業種を指定する5号）を保証する。さらに、全国の中小・小規模事業者の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、融資額の100%を保証する危機関連保証を初めて発動し、保証枠の更なる別枠を措置する。

農林漁業者の資金繰りについても、日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫による融資について、実質無利子化、実質無担保での貸付けを行うなど、万全の対応を行う。医療・福祉事業者が新型コロナウイルス感染症により休業や事業を縮小した場合の資金繰りについても、福祉医療機構による融資について、無利子、無担保等の優遇を行うなど、万全の対応を行う。

さらに、影響の広がりや深刻さを踏まえ、指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫による危機対応業務等を実施し、中小企業だけでなく、中堅・大企業を含めた企業の資金繰りに万全を期す。

これにより、中堅・大企業については、資金繰りや生産拠点の国内回帰を含めたサプライチェーンの再編を支援するため、2,040億円の金融措置を講ずる。

あわせて、財務省、中小企業庁等の関係省庁から、政府系金融機関、信用保証協会に対して、特に小規模融資については思い切った手続きの簡素化をするなど資金繰り支援に向けた丁寧かつ迅速な対応や、事業者からの返済緩和のための条件変更の要望等への柔軟な対応を要請する。

民間金融機関に対しては、令和2年3月6日に新規融資の積極的な実施や既往債務の条件変更に迅速かつ柔軟に対応すること等を要請した。金融庁においては、民間金融機関における事業者の資金繰り支援の促進を、当面の検査・監督の最重要事項とし、特別ヒアリングを実施する。また、条件変更等の取組状況の報告を求め、その状況を公表する。

○ サプライチェーン毀損への対応

中小企業生産性革命推進事業によるサプライチェーン毀損等に対応するための設備投資や販路開拓などに取り組む事業者の優先支援について、中小・小規模事業者の負担に配慮し、生産性向上や賃上げに係る目標値の達成時期を1年間猶予するなど申請要件の緩和を行うとともに、交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象として早急な支援を可能とする。

あわせて、下請取引について、仕入れの遅れや従業員の休業による納期の延期等に柔軟に対応するなどの一層の配慮を産業界へ要請する。

さらに、下請Gメン等を通じて取引実態等をきめ細やかに把握するとともに、発注企業が業績悪化のしわ寄せとして、下請企業への買い叩き等の違反行為を行った場合は、下請法に基づき厳正に対処する。加えて、事業基盤の弱い個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限にするため、産業界に対して、取引上の配慮を求める要請を行う。

また、国際協力銀行（J B I C）を通じて、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける日本企業の海外事業の資金繰りやサプライチェーンの確保を支援する。このため、J B I Cにおいて相談窓口を設置するとともに、「成長投資ファシリティ」を一層活用し、最大5,000億円規模の資金ニーズに対応する（J B I Cによる金融措置2,500億円）。

日中間でのハイレベルでの意思疎通を活用しつつ、在外公館や日本貿易振興機構（J E T R O）等が中心となって省庁横断的に取り組むことにより、中国国内等における日系企業の活動を支援する。

○ 観光業への対応

観光需要の回復は感染拡大の防止が前提となることを踏まえ、観光業については、当面の対応として、雇用調整助成金や資金繰り対策により強力に下支えする。

同時に、こうした感染防止に取り組む期間を、積極的な「助走期間」と位置づけ、将来の反転攻勢のための基盤を整備する。

具体的には、JNTOを通じ訪日誘客の重点市場において我が国の状況や政府の取組に関する正確な情報発信に努めるとともに、中小企業生産性革命推進事業も活用し販路拡大・施設リノベーション等への対応を行うほか、

- ・ 観光地域づくり法人（DMO）等による、地域ごとの観光資源を活かした魅力的な旅行コンテンツの造成（DMO・事業者に対する補助率：定額、1／2）
- ・ キヤッショレス化や多言語表示の充実、バリアフリー化といった、地域における訪日外国人旅行者受入環境の整備（事業者に対する補助率：定額、1／2、1／3）

を支援することで、観光地の誘客先の多角化や収益力の向上を後押しする。

その上で、事態の終息の後には、官民一丸となってキャンペーンを実施し、内外にメッセージを発信する。このため、国としては、人の流れの回復に向けて、観光需要の喚起や、地域の農産品・特産品等、商店街のにぎわい回復を含めたキャンペーンを検討する。

○ 生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

新型コロナウイルス感染症の影響による離職や収入の減少等により生活が困窮する者等が、家計や仕事、住まい等についての幅広い課題に対し、生活困窮者自立支援制度に基づく相談・支援を受けられるよう、全国の地方公共団体に対して、関係機関等とも連携し、本人に寄り添った包括的な支援を提供するよう促す。

あわせて、生きることの包括的支援の観点から、民間団体が実施するSNSを活用した相談体制への支援を拡充する。

（4）事態の変化に即応した緊急措置等

○ 新たな法整備

国民の命と健康を守り、国民生活や経済に及ぼす影響が最小なもの

となるよう、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正し、新型コロナウイルス感染症を同法の対象に暫定的に加えることとし、関係法案を国会に提出したところである（令和2年3月10日閣議決定）。

○ 水際対策における迅速かつ機動的な対応

水際対策については、国内への感染者の急激な流入を防止する観点から、現行の入国制限や渡航禁止勧告などを引き続き実施する。

これまでに、本邦への上陸の申請日前14日以内に中国、韓国、イラン及びイタリアの一部地域等における滞在歴がある外国人等については、特段の事情がない限り上陸を拒否する方針を決めた。他方、一部地域の上陸拒否措置を講じてもなお、中国や韓国全土から本邦への人の流入が続いたことから、感染拡大を防止し、国民の不安感を解消するため、両国からの入国者に対する検疫を強化し、検疫所長が指定する場所で2週間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請することとした。あわせて、水際対策としての検疫強化に資するよう、中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港及び関西国際空港に限定し、船舶での旅客運送を停止するよう要請することとした。さらに、中国又は韓国で発行済みの一次及び数次査証の効力を停止することとしたほか、香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止した。引き続き、海外における感染拡大の状況を踏まえ、機動的に対応していく。

また、感染症危険情報をはじめとする感染症関連情報を機動的に発出することで、海外在留邦人及び海外渡航者に対して、適時適切な情報提供及び注意喚起を実施する。

全国の検疫所におけるPCR検査機器を増設し、検査体制を充実させる。

○ 行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

感染拡大防止の観点も踏まえて、行政手続や公共調達の期限等について、以下をはじめとして、柔軟に対応していくこととし、年度末の状況等を踏まえつつ、窓口の体制の充実等を図るとともに、現場に対応を徹底する。

申告所得税等の申告・納付等期限について令和2年4月16日まで延長するとともに、税務代理についても、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の期限での対応が困難な場合には柔軟に対応する。また、国税・社会保険料の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に

納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮し、迅速かつ柔軟に対応する。運転免許については、新型コロナウイルス感染症の影響により、通常の更新手続が困難な方は、更新期限までに申し出があれば免許証が引き続き有効なものとなるよう措置する。ケアマネジャー等の資格更新のための研修については、都道府県の判断により、研修の延期、中止をした場合には、都道府県が認める期間内は資格を喪失しない取扱いを可能とする。本年3月中に在留期間が満了する在留外国人からの在留申請について、在留期間満了日から1か月後まで受け付ける。金融商品取引法に基づく開示書類の提出期限の延長や株主総会の開催時期の変更について、必要な手続きを周知する。

また、国直轄の公共工事等については、受注者の申し出がある場合に、令和2年3月15日まで一時中止や工期の延長の措置等を行う。さらに、中小・小規模事業者と国・地方公共団体等との契約等について、年度末の納期・工期の変更や契約金額の見直しなど、国として柔軟な対応を行うとともに、地方公共団体に対しても同様の対応を行うよう要請する。あわせて、納期の延期等を行った事業等に係る予算の繰越しに当たっては、弾力的な対応を行う。

このほか、新型コロナウイルス感染症対策に関するマスクをはじめとした救援物資やライフラインを確保するための水・燃料など緊急に通関を行う必要のある輸出入貨物について、優先して通関するとともに、簡易な通関手続等による対応を行う。

○ 国際連携の強化

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた途上国に対し、世界保健機関（WHO）等の国際機関を通じ、医療・保健従事者、難民等への技術協力・物資供与による緊急支援を行うなど、国際社会全体としての感染症対策に積極的に貢献する。

○ 地方公共団体における取組への財政支援

既に、緊急対応策第1弾の実施に際し、地方負担が生じる場合に特別交付税を措置することとしている。さらに、本対応策の実行に際して必要となる地方負担についても、地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう、引き続き適切に対応する。

(参考) 緊急対応策第2弾の規模

緊急対応策第1弾(153億円)に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円(一般会計2,295億円、特別会計420億円)の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を講ずる。

あわせて、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置(4,308億円)

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- ・保育所や介護施設等における感染拡大防止策：107億円
 - ・需給両面からの総合的なマスク対策：186億円
 - ・PCR検査体制の強化：10億円
 - ・医療提供体制の整備：133億円
 - ・治療薬等の開発加速：28億円
- 等

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応：2,463億円

- ・保護者の休暇取得支援等
(新たな助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円)
 - ・放課後児童クラブ等の体制強化等：470億円
 - ・学校給食休止への対応：212億円
 - ・テレワーク等の推進：12億円
- 等

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- ・雇用調整助成金の特例措置の拡大：374億円
 - ・強力な資金繰り対策：782億円
 - ・観光業への対応：36億円
- 等

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- ・WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出：155億円
- 等

2. 金融措置(1.6兆円規模)

- ・セーフティネット貸付・保証(6,060億円)
- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付(5,430億円)
- ・日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援(2,040億円)
- ・国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援(2,500億円)等

(注) 第2弾の予備費2,715億円の内訳は、
1.(1) 346億円(うち一般会計346億円)、
(2) 1,409億円(同989億円)、(3) 797億円(同797億円)、(4) 163億円(同163億円)。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾の規模

- 緊急対応策第1弾（153億円）に加え、今年度予算の着実な執行と予備費2,715億円（一般会計2,295億円、特別会計420億円）の活用により、緊急対応策第2弾として4,308億円の財政措置を実施して、資金繰り対策等に万全を期すため、日本政策金融公庫等に総額1.6兆円規模の金融措置を講ずる。

1. 財政措置：4,308億円

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備：486億円

- 保育所や介護施設等における感染拡大防止策（107億円） ○PCR検査体制の強化（10億円）
○需給両面からの総合的なマスク対策（186億円） ○医療提供体制の整備（133億円）
○治療薬等の開発加速（28億円）

(2) 学校の臨時休業に伴つて生じる課題への対応：2,463億円

- 保護者の休暇取得支援等（新たなる助成金：1,556億円、個人向け緊急小口資金等の特例：207億円）
○放課後児童クラブ等の体制強化等（470億円） ○学校給食休止への対応（212億円）
○テレワーク等の推進（12億円）

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応：1,192億円

- 雇用調整助成金の特例措置の拡大（374億円） ○強力な資金繰り対策（782億円）
○観光業への対応（36億円）

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等：168億円

- WHO等による感染国等への緊急支援に対する拠出（155億円）

2. 金融措置：1.6兆円規模

- セーフティネット貸付・保証（6,060億円） ○新型コロナウイルス感染症特別貸付（5,430億円）
○日本政策投資銀行等による大企業・中堅企業等への金融支援（2,040億円）
○国際協力銀行によるサプライチェーン確保等への金融支援（2,500億円） 等

（注）第2弾の予備費2,715億円の内訳は、1. (1) 346億円（うち一般会計346億円）、(2) 1,409億円（同989億円）、(3) 797億円（同797億円）、(4) 163億円（同163億円）。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策 第2弾一（ポイント）

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- ▶ 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行ふ（財政措置約0・4兆円、金融措置総額1・6兆円）。
- ▶ 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

（1）感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ 感染拡大防止策
 - ・クラスター対策の専門家を地方公団体へ派遣
 - ・介護施設、障害者施設（保育所等）における消毒液購入等の補助
 - ・需給面からこの総合的なマスク対策
 - ・ネット等での高額販売目的のマスク購入を防ぐためのマスクの転売行為を禁止
 - ・布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - ・医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機器製造に優先配布
 - ・マスクメーカーに対する更なる増産支援
 - ◆ PCR検査体制の強化
 - ・PCR検査設備の民間等への導入を最大(1日最大7,000件程度)支援
 - ・PCR検査を保険適用（公費補助）により引き続き自己負担なし
 - ◆ 医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速
 - ・緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
 - ・AMED等の活用による治療薬等の開発加速
 - ・症状がある方への対応
 - ◆ 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
 - ◆ 情報発信の充実
 - ・政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
 - ・在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

（2）学校の臨時休業に伴つて生じる懸念への対応

- ◆ 保護者の休暇取得支援等
 - ・放課後児童クラブ等の体制強化等
 - ・正規・非正規を問わずに新たな助成金制度の創設（10/10 日曜上限8,330円）
 - ・委託を受けて個人で仕事をする方を支援（一定の要件を満たす場合100円/日額4,100円）
- ◆ 個人向け緊急小口資金等の特例
 - ・緊急小口資金等の特例の創設（緊急小口10万円→20万円、無利子、償還免除等）
 - ・放課後児童クラブ等の体制強化等
 - ・午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費（10/10 支援）
 - ・ファミリー・サポートセンターの利用料減免分を国費（10/10 支援）
 - ・企業主導型ハビング・利用者支援事業の3月の暫定引受け上限（月24万→20万円）
 - ・学校給食休止への対応
 - ・臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還申請
 - ・給食調理業者、食品納入業者、旅館業者へのごめんなさい
 - ・テレワーク等の推進
- ◆ 行政手続、公表未調整等に係る臨時措置等
 - ・新型コロナウイルス感染症に対する特別措置法の適用
 - ・生活困窮者自立支援制度の強化
 - ・水原対策における迅速かつ柔軟的な対応
 - ・上空監査・航空制限措置を適宜緩和する
 - ・行政手続、公表未調整等に係る臨時措置等
 - ・法定申告期限の延長（令和2年3月10日引渡期決定期間）
 - ・公共事業等の至れり（工事の遅延等）に対する弹性的対応
 - ・国際連携の強化
 - ・WHO等による緊急支援への貢献
 - ◆ 地方公団体における取組みの推進

令和2年3月10日（火）

【照会先】

健康局 結核感染症課
係長 山田 大悟
(代表電話) 03 (5253) 1111

報道関係者各位

新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和2年3月10日版）

3月10日現在の状況及び厚生労働省の対応についてお知らせします。（3月10日正午までの各國機関やWHO等から発表された内容を踏まえ、3月9日日報から下線部分を更新しました。）

国内で今般の新型コロナウイルスに関連した感染症の感染者は514例となりました。
内訳は、患者458例、無症状病原体保有者56名となります。国内の死亡者は9名となりました。
また、国内での退院者は102名（患者86名、無症状病原体保有者16名）となります。

1. 国内の状況について

3月10日12:00現在、457例の患者、56例の無症状病原体保有者が確認されている。
これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると514例となる。

【内訳】

- ・患者458例（国内事例446例、チャーター便帰国者事例11例、空港検疫1例）
 - ・無症状病原体保有者56例（国内事例52例、チャーター便帰国者事例4例）
- うち日本国籍461名

PCR検査実施日	PCR検査実施件数	PCR検査実施結果	うち既報者						うち新規報告者						累計者数	
			うち無症状保有者	うち入院中または入院予定者	うち入院して退院する者	うち入院中の者	うち入院して死亡した者	うち新規報告者	うち既報者	うち入院中または入院予定者	うち入院して退院する者	うち入院中の者	うち入院して死亡した者	うち新規報告者		
3月9日	8771 (+1314)	498*1 (+26)	52 (+7)	12 (+1)	40 (+6)	36 (+4)	4 (+2)	446 (+19)	77	360 (+17)	196 (+17)	31 (+2)	120 (-1)	13 (+3)	9 (+2)	0
チャーター便帰国者	829	15	4	4	0	0	0	11	9	2	.2	0	0	0	0	0
合計	9500 (+1314)	513*2 (+26)	56 (+7)	16 (+1)	40 (+6)	36 (+4)	4 (+2)	457 (+19)	86	362 (+17)	198 (+17)	33 (+2)	120 (-1)	13 (+3)	9 (+2)	0

(括弧内は前日からの変化)

※1 うち日本国籍の者445人

※2 今までに重症から軽～中等症へ改善した者は5名

※3 これに加え、空港検疫で1例患者が確認されており、合計すると514例となる。

※4 「令和2年3月4日版」以後は、陽性となった者の濃厚接触者に対する検査も含めた検査実施人数を都道府県に照会し、回答を得たものを公表している。なお、上記表記載中の国内事例のPCR検査実施人数は、疑似症報告制度の枠組みの中で報告が上がった数を計上しており、各自治体で行った全ての検査結果を反映しているものではない（退院時の確認検査などは含まれていない）。

なお、2月18日～3月8日までの国内(国立感染症研究所、地方衛生研究所等)における新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施件数は、21,174件である。本日分は、現在集計中。

(1) 国内事例 ((2) チャーター便帰国者を除く) 【※詳細は別添1参照】

- ・患者446例、無症状病原体保有者52例
- ・3月9日18時時点までに疑似症サーベイランスおよび積極的疫学調査に基づき、PCR検査については、計8,771件の検査を実施。
- ・上記患者のうち入院中または入院予定360名、退院77名、死亡9名。
- ・無症状病原体保有者52名は入院中または入院予定40名、退院12名。

(2) チャーター便帰国者に係る発生状況 【※詳細は別添2参照】

(水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者)

- ・患者11例、無症状病原体保有者4例
- ・患者のうち入院中2名、退院9名。
- ・無症状病原体保有者4名全員退院。

2. クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」について

2月3日に横浜港に到着したクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」については、海上において検疫を実施し、3月1日にすべての乗客、乗員の下船が完了しました。

(※) なお、本件については、WHOの各国の発生状況の報告において、日本国内の発生件数とは別個（その他）の件数として取り扱われています。

【3月9日18時時点の状況について】

PCR検査陽性者 （船上に現症状 有する者を含む）	退院等している者	入院中の又は集中監 視に入院（ICU含む） する者	死亡者
クルーズ客船 （本邦沖合にて離航） （3月1日現在） （3月9日現在）	696 【328】 ※6	325 (+80) ※7	24 (2)

（括弧内は前日からの変化）

※5 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人

※6 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。有症状、無症状については、国内事例に合わせ入院後の症状の変化を織り込んだため数字が変動している。

※7 退院等している者325名のうち有症状116名、無症状209名。

チャーター便で帰国した者を除く。

※8 19名(+2)が重症から軽～中等症へ改善（うち3名は退院）

※9 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したオーストラリア政府が発表した1名がいる。

・船内支援として医師、看護師、薬剤師を船内に派遣し、医薬品等の配布・相談対応を行いました。

3. 国民の皆様へのメッセージ

今後とも中国等の発生状況を注視し、各関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供に努めてまいります。国民の皆様におかれましては、マスクの着用や手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省のこれまでの対応については、別添3をご参照ください。

◆国民の皆様へのメッセージ

○国民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の咳エチケットや手洗いなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

○次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

・風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上

続いている。

(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。

※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

【相談後、医療機関にかかるときのお願い】

○帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。

○医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

○イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00002.html

○「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が示されました。

詳細は下記でご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599698.pdf>

4. 国外の発生状況について

・海外の国・地域の政府公式発表に基づくと3月10日12:00現在、日本国外で新型コロナウイルス関連の肺炎と診断されている症例及び死亡例の数は以下のとおり。

国・地域	感染者	死者
中国	80,754	3,136
香港	115	3
マカオ	10	0
韓国	7,513	54
台湾	45	1
シンガポール	160	0
ネパール	1	0
タイ	50	1
ベトナム	30	0
マレーシア	117	0
豪州	80	3
米国	554	17
カナダ	72	1
フランス	1,412	30
ドイツ	1,139	2
カンボジア	2	0
スリランカ	1	0
アラブ首長国連邦	45	0
フィンランド	30	0
フィリピン	24	1
インド	34	0
イタリア	9,172	463
英国	319	4
ロシア	17	0
スウェーデン	248	0
スペイン	1,024	28
ベルギー	239	0
エジプト	55	1
イラン	7,161	237
イスラエル	39	0
レバノン	32	0
クウェート	64	0

バーレーン	87	0
オマーン	16	0
アフガニスタン	4	0
イラク	60	6
アルジェリア	20	0
オーストリア	131	0
スイス	374	2
クロアチア	12	0
ブラジル	25	0
ジョージア	15	0
パキスタン	6	0
北マケドニア	3	0
ギリシア	84	0
ノルウェー	192	0
ルーマニア	15	0
デンマーク	90	0
エストニア	10	0
オランダ	321	3
サンマリノ	37	1
リトアニア	1	0
ナイジェリア	2	0
アイスランド	55	0
アゼルバイジャン	9	0
ベラルーシ	6	0
ニュージーランド	5	0
メキシコ	7	0
カタール	15	0
ルクセンブルク	5	0
モナコ	1	0
エクアドル	15	0
アイルランド	21	0
チエコ	32	0
アルメニア	1	0
ドミニカ共和国	2	0

インドネシア	19	0
アンドラ	1	0
ポルトガル	30	0
ラトビア	3	0
セネガル	4	0
サウジアラビア	15	0
ヨルダン	1	0
アルゼンチン	12	1
チリ	10	0
ウクライナ	1	0
モロッコ	2	0
チュニジア	2	0
ハンガリー	9	0
リヒテンシュタイン	1	0
ポーランド	16	0
スロベニア	16	0
パレスチナ	19	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ	2	0
南アフリカ	3	0
ジブラルタル（英領）	1	0
ブータン	1	0
カメルーン	2	0
トーゴ	1	0
セルビア	1	0
スロバキア	5	0
バチカン	1	0
コロンビア	1	0
ペルー	6	0
コスタリカ	9	0
マルタ	3	0
パラグアイ	1	0
バングラデシュ	3	0
モルドバ	1	0
ブルガリア	4	0
モルディブ	4	0

ブルネイ	1	0
キプロス	2	0
アルバニア	2	0

※ 中国：2/13より診断基準変更（湖北省においては、臨床診断病例が追加）

(参考)

- ・中国における新型コロナウイルス感染症の発生状況

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

- ・中国における原因不明肺炎について（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/05-january-2020-pneumonia-of-unkown-cause-china/en/>

- ・海外感染症発生情報 原因不明の肺炎-中国（厚生労働省検疫所HP FORTH）：

<https://www.forth.go.jp/topics/20200106.html>

- ・中国湖北省武漢市における非定型肺炎の集団発生に係る注意喚起について（事務連絡）：

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000582709.pdf>

- ・中国武漢市における肺炎の集団発生に関するWHOの声明（世界保健機関（WHO））：

<https://www.who.int/china/news/detail/09-01-2020-who-statement-regarding-cluster-of-pneumonia-cases-in-wuhan-china>

- ・新しいコロナウイルス-大韓民国（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/21-january-2020-novel-coronavirus-republic-of-korea-ex-china/en/>

- ・中華人民共和国国家衛生健康委員会：

<http://www.nhc.gov.cn/wjw/index.shtml>

- ・武漢市衛生健康委員会：

<http://wjw.wuhan.gov.cn/>

- ・広東省衛生健康委員会：

<http://wsjkw.gd.gov.cn/>

- ・衛生福利部疾病管制署（台湾CDC）：

<https://www.cdc.gov.tw/?aspxerrorpath=/rwd/english>

- ・中国における新種のコロナウイルスについて（世界保健機関（WHO）Disease Outbreak News）：

<https://www.who.int/csr/don/12-january-2020-novel-coronavirus-china/en/>

- ・厚生労働省Twitter：

<https://twitter.com/mhlwitter?lang=ja>

- ・First Travel-related Case of 2019 Novel Coronavirus Detected in United States：

<https://www.cdc.gov/media/releases/2020/p0121-novel-coronavirus-travel-case.html>

- ・International Health Regulations Emergency Committee on novel coronavirus in China（世界保健機関（WHO））

<https://www.who.int/news-room/events/detail/2020/01/30/default-calendar/international-health-regulations-emergency-committee-on-novel-coronavirus-in-chin>

（別添1）国内事例：都道府県別の患者報告数の内訳（2020年3月10日12時時点）

都道府県	人数(名)
全国*	446*
北海道	107
宮城県	1
秋田県	1
福島県	1
栃木県	2
埼玉県	5
群馬県	1
千葉県	20
東京都	60
神奈川県	34
新潟県	8
石川県	5
山梨県	2
長野県	2
岐阜県	2
静岡県	1
愛知県	84
三重県	1
滋賀県	1
京都府	9
大阪府	44*
兵庫県	13
奈良県	3
和歌山県	12
広島県	1
山口県	1
愛媛県	1
高知県	11
福岡県	3
熊本県	5
大分県	1
宮崎県	1
沖縄県	3

※ 大阪府の国内患者148例目は8例目と同一人物であるが、2名としてカウントしている。

(1) これまでの厚生労働省による公表資料は下記URL（国内の患者発生）を参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00086.html

(2) 現時点の詳細な情報については、各自治体の公表資料やホームページ等を参照ください。

(別添2) 水際対策で確認された事例：武漢市からのチャーター便帰国者に係る発生状況

チャーター便	No.	旧No.	確定日	年代	性別	居住地	周囲の患者の発生	濃厚接触者の状況
1便	1	9	1/30	50代	男	中国 (武漢市)	無症状病原体保有者 2名確認	なし
3便	2	14	2/1	40代	男	調査中	なし	なし
1便	3	15	2/1	40代	男	中国	なし	2名特定 健康観察終了
1便	4 *1	16	2/1	40代	男	中国 (武漢市)	不明	11名特定 健康観察終了
2便	5	18	2/4	50代	女	千葉県	調査中	なし
2便	6 *1	22	2/5	50代	男	中国 (武漢市)	なし	なし
4便	7	23	2/8	20代	男	中国 (武漢市)	なし	なし
2便	8 *2	24	2/10	40代	男	埼玉県	なし	2名特定 健康観察実施中
1便	9 *2	25	2/10	50代	男	中国 (武漢市)	不明	なし

5便	10	70	2/19	50代	男	中国 (湖北省)	不明	調査中
2便	11	84	2/21	10歳 未満	男	埼玉県	No.8	1名健康観察中 3月4日退院

(* 1) : No. 4、No. 6は当初、無症状病原体保有者。

(* 2) : No. 8、No. 9は当初、無症状かつPCR検査陰性。

その他、4例の無症状病原体保有者が確認されている。

(別添3) 厚生労働省の通知・事務連絡一覧

【自治体・医療機関向けの情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html

【介護事業所等向けの情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html

【国土交通省・航空会社向けの情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00090.html

【検疫所向けの情報】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00091.html



Get Adobe
Acrobat Reader

PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

「帰国者・接触者相談センター」一般相談件数

月日	県民	医療機関	行政機関	企業	観光・旅館	その他	計
2月 3日 月曜日	24	8	6	1	0	1	40
4日 火曜日	17	5	2	4	3	1	32
5日 水曜日	17	5	5	1	2	3	33
6日 木曜日	28	4	2	4	0	3	41
7日 金曜日	20	2	5	6	1	1	35
8日 土曜日	5	0	0	0	0	0	5
9日 日曜日	1	0	1	0	0	0	2
10日 月曜日	14	7	0	2	0	0	23
11日 火曜日・祝日	4	2	0	0	0	0	6
12日 水曜日	14	5	3	4	0	0	28
13日 木曜日	11	5	4	3	0	4	27
14日 金曜日	25	4	3	5	1	1	39
15日 土曜日	9	0	0	0	0	0	9
16日 日曜日	9	0	0	0	1	0	10
17日 月曜日	46	6	4	6	0	4	86
18日 火曜日	45	10	5	4	0	1	65
19日 水曜日	44	9	8	5	0	4	70
20日 木曜日	38	6	7	4	0	1	56
21日 金曜日	44	6	7	7	1	1	66
22日 土曜日	25	6	1	1	0	0	33
23日 日曜日	28	2	1	0	0	0	31
24日 月曜日・祝日	41	2	0	1	1	0	45
25日 火曜日	103	16	1	2	1	2	125
26日 水曜日	72	4	5	10	0	5	96
27日 木曜日	82	11	7	11	2	9	122
28日 金曜日	83	9	8	7	0	14	121
29日 土曜日	73	6	1	4	1	1	86
3月 1日 日曜日	47	1	1	0	0	1	50
2日 月曜日	100	7	5	19	0	4	135
3日 火曜日	91	8	8	6	0	12	125
4日 水曜日	71	12	7	21	0	4	115
5日 木曜日	70	10	9	7	0	3	99
6日 金曜日	52	7	10	15	0	2	86
7日 土曜日	29	5	0	3	0	2	39
8日 日曜日	19	0	0	0	1	0	20
9日 月曜日	72	7	5	11	0	8	103
10日 火曜日	48	11	7	12	0	3	81
相談者	県民	医療機関	行政機関	企業	観光・旅館	その他	計
累計	1,521	208	138	186	15	95	2,163

「帰国者・接触者相談センター」受診相談件数

月日	相談件数
2月 10日 月曜日	1
17日 月曜日	3
18日 火曜日	8
19日 水曜日	7
20日 木曜日	4
21日 金曜日	8
22日 土曜日	10
23日 日曜日	5
24日 月曜日・祝日	16
25日 火曜日	24
26日 水曜日	31
27日 木曜日	37
28日 金曜日	38
29日 土曜日	35
3月 1日 日曜日	32
2日 月曜日	63
3日 火曜日	38
4日 水曜日	29
5日 木曜日	45
6日 金曜日	59
7日 土曜日	23
8日 日曜日	31
9日 月曜日	61
10日 火曜日	52
累計	660

PCR検査件数

検査日	検査件数	結果	
		陽性	陰性
1月 29日 水曜日	3	0	3
31日 金曜日	1	0	1
2月 10日 月曜日	1	0	1
11日 火曜日	1	0	1
17日 月曜日	2	0	2
18日 火曜日	2	0	2
19日 水曜日	3	0	3
20日 木曜日	1	0	1
22日 土曜日	4	0	4
24日 月曜日	1	0	1
25日 火曜日	7	0	7
26日 水曜日	2	0	2
27日 木曜日	2	0	2
28日 金曜日	4	0	4
29日 土曜日	3	0	3
3月 1日 日曜日	1	0	1
2日 月曜日	5	0	5
3日 火曜日	9	0	9
4日 水曜日	3	0	3
5日 木曜日	8	0	8
6日 金曜日	4	0	4
7日 土曜日	6	0	6
8日 日曜日	0	0	0
9日 月曜日	6	0	6
10日 火曜日	6	0	6
累計	85	0	85

帰国者・接触者相談センター(保健所)にご相談いただく目安

- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です)
- ・強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方

なお、以下のような方は、この状態が2日程度続く場合には、ご相談ください。

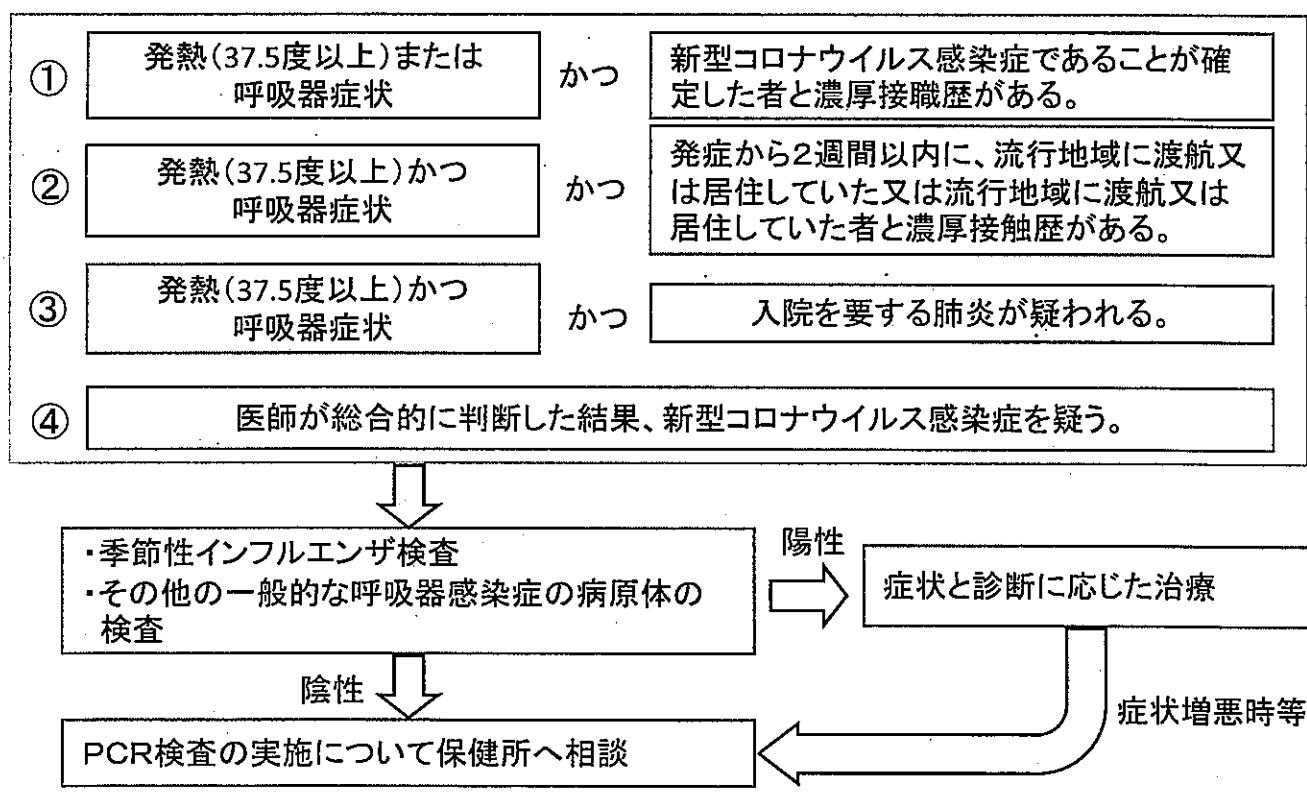
- ・高齢者
- ・糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
- ・免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・妊婦

(2月17日 厚生労働省健康局結核感染症課 通知)

■帰国者・接触者相談センター/保健所感染症電話窓口

相談窓口	電話番号(※1)	FAX番号(※2)	
小豆保健所	0879-62-1373	0879-62-1384	夜間受付を経由して、休日・土曜日・夜間も対応しています。
東讃保健所	0879-29-8261	0879-42-5881	※1 予防や心配などの一般的な相談は、午前8時30分から午後5時15分まで。
中讃保健所	0877-24-9962	0877-24-8341	
西讃保健所	0877-25-2052	0877-25-6320	※2 月曜日から金曜日(休日を除く)の午前8時30分から午後5時15分まで
高松市保健所	087-839-2870	087-839-2879	

新型コロナウイルスPCR検査の対象者、行政検査の流れ

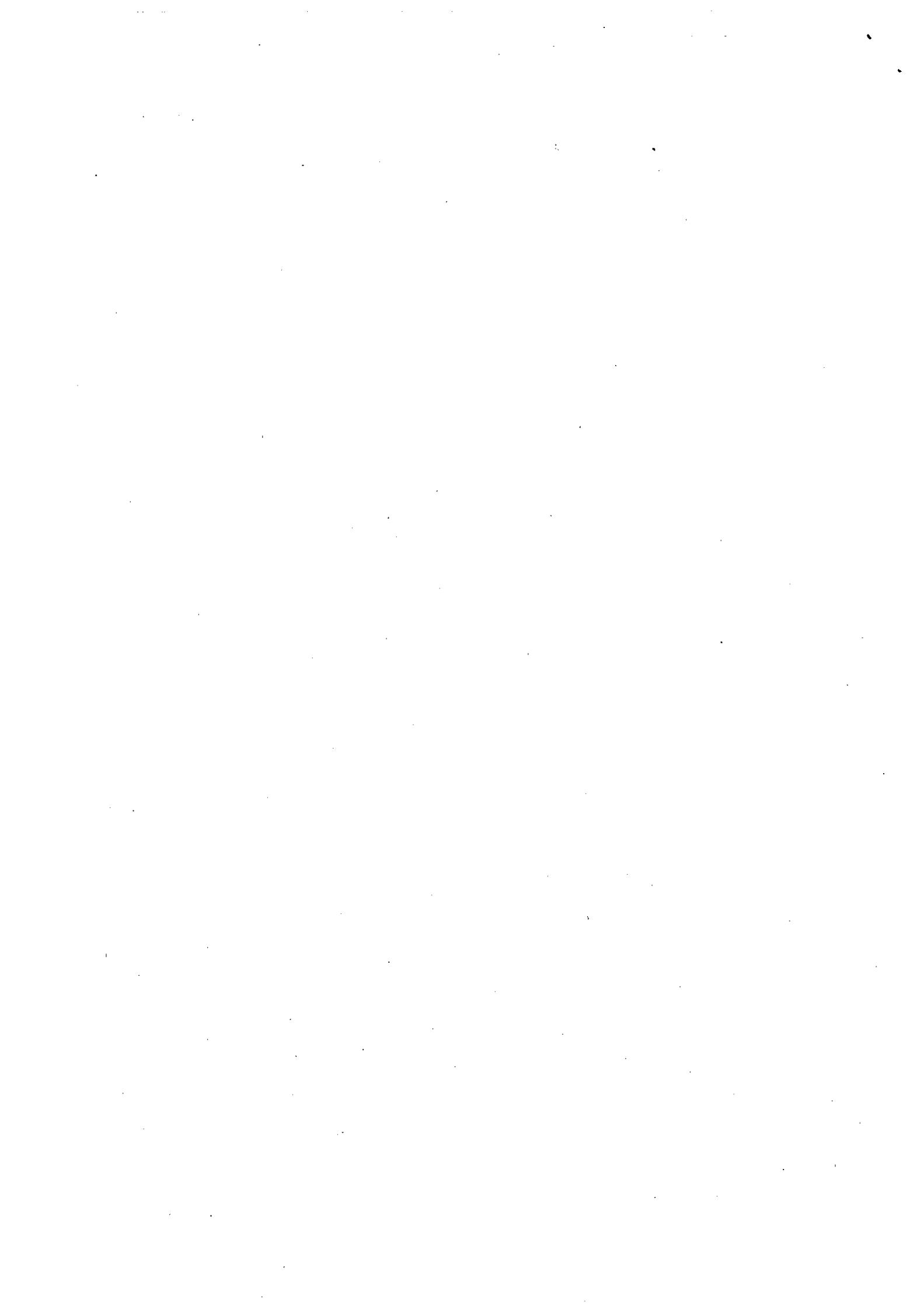


(2月27日 厚生労働省健康局結核感染症課 通知)

新型コロナウイルスPCR検査の保険適用について

帰国者・接触者外来の医師が、保健所を通さずに、PCR検査を実施しようとする場合には、県外の民間検査機関に検体を搬送することになります。(PCR検査が可能な民間検査機関や医療機関は、県内には現時点ではありません。)

本内容は3月11日時点の香川県の体制であり、今後変更となる可能性があります。



【香川県制度融資のお知らせ】

**新型コロナウイルス感染症の影響により
事業活動に支障が生じている中小企業者の方へ**

経済変動対策融資

の融資対象者を拡大しました。

令和2年3月 10日から受付を開始します。

<融資制度の概要>

1. 融資対象者	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であつて、次の要件のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第5項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けたもの</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3か月間又は6か月間の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっているもの</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3か月若しくは6か月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じているもの</p> <p>(5) 感染症法における「指定感染症」又は知事が特に対応が必要と認めた疾病等による影響により、最近1か月の売上高が直近3か年のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少しているもの</p>
2. 資金使途	経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金
3. 融資金額	80,000千円以内
4. 融資期間	10年以内（据置期間2年以内） 原則として毎月元金均等償還とする
5. 融資利率	融資期間が7年以内の場合 年 1.40%（固定） 融資期間が7年を超える場合 年 1.60%（固定）
6. 信用保証	保証付 信用保証料率 年 0.40%～1.55% 経営安定関連（セーフティネット）保証が適用された場合は年 0.60%とする
7. 担保	必要に応じて徴求する
8. 保証人	金融機関・信用保証協会の定めるところによる
9. 取扱金融機関	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、高知銀行、阿波銀行、徳島大正銀行、商工組合中央金庫、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行
10. 申込方法	各取扱金融機関が定める融資申込書に香川県信用保証協会が定める信用保証委託申込書及び県が定める必要書類を添えて、取扱金融機関に申し込むものとする なお、経営安定関連（セーフティネット）保証を利用する場合は、中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町長の認定書の添付を要する

香川県制度融資取扱金融機関又は香川県信用保証協会へご相談ください

[制度の問合せ先] 香川県商工労働部経営支援課 TEL: 087-832-3343

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

- ・栗林公園、琴平、小豆島などにおいては、2月下旬以降、入込客数が減少
- ・栗林公園の2月の入込客数は前年同月比71.3%
- ・宿泊施設においては、香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した調査によると、2月末時点での91施設のキャンセル数は、1月分4,603人泊、2月分27,839人泊、3月分75,629人泊、4月分18,176人泊、計126,247人泊
- ・旅行会社においては、国内外の旅行商品について、3月分はキャンセルが増加、4月からGW期間中は新規申込みが少ない
- ・バス事業者においては、貸切バスについて、3月分はキャンセルが増加
- ・飲食施設（さぬきダイニング認定店）においては、国内外の観光客が減少、インバウンドの団体予約のキャンセルが多い
- ・「栗林庵」の2月の来店購入者数は前年同月比78%、販売額は90%
また、消費税免税実績から見る外国人購入客数は、前年同月比36%と大幅に減少
- ・直島や豊島等のアート施設の臨時休館（3/3～3/16）
- ・ニューレオマワールドの臨時休園（3/4～3/13）

2 交通関係

○ 航空

- ・高松ー上海線の運休：令和2年2～3月にかけて計36往復が運休
- ・高松ー台北線の運休：令和2年2～3月にかけて計32往復が運休
- ・高松ーソウル線の運休：令和2年3月の計13往復が運休
- ・高松ー香港線の運休：令和2年3月の計16往復が運休
- ・高松ー羽田線の運休：令和2年3月の計31往復が運休

○ 高松空港直行バス

- ・高松空港ーJR高松駅線の一部運休（運休している国際線に対応する便）
- ・高松空港ー琴平・三豊線の全部運休（3/9～4/30）
- ・高松空港ー祖谷線の全部運休（3/9～4/30）
- ・高松空港ー四国中央線の一部運休（空港行第1便、空港発第4便）（3/9～3/19）
- ・高松空港ー高知線の全部運休（3/9～未定）

○ 鉄道

- ・JR 四国管内全体の収入：前年同期比約 85% (2/1～24)
- ・JR 濑戸大橋線の乗客数：前年同期比約 90% (約 44 万人) (2/1～24)
- ・オール四国レールバスの販売枚数：前年同期比約 40% (620 枚販売) (2/1～24)
- ・「四国まんなか千年ものがたり」：3/6～29 の運休
- ・「瀬戸大橋アンパンマントロッコ」：3/20～31 の運休

○ 船舶

- ・ジャンボフェリーの利用状況：3 月中の国内団体客予約の半分以上がキャンセル
- ・小豆島を結ぶフェリーの利用状況：直近 1 週間の利用者数が前年同期比約 3～4 割減
- ・高松～直島航路の高速艇の減便（高松行第 3・4 便、高松発第 3・4 便）(3/9～3/16)

○ その他

- ・瀬戸中央自動車道の交通量：前年同期比約 89% (2/26～3/8)
- ・本州との高速バスの利用者数：前年同期比約 40～55% の減(3/1～3/9)

3 イベント関係

- ・栗林公園春のライトアップの中止(香川県) (3/27～4/5)
- ・ダイヤモンド・プリンセス寄港歓迎イベントの中止(香川県) (3/26)
- ・クルーズ客船カレドニアン・スカイの寄港の中止(3/25)
- ・クルーズ客船スター・ブリーズの寄港の中止(9/19, 21 10/10, 12)
- ・香川ファイブアローズ：B リーグ 公式戦の延期(5 試合) (2/28～3/11)
- ・カマタマーレ讃岐：J リーグ 公式戦の延期(4 試合) (2/26～3/31)
- ・香川オリーブガイナーズ：交流戦(6 試合) オープン戦(1 試合)を
無観客試合で実施(3/2～3/17)
- ・香川アイスフェローズ：全日本アイスホッケー選手権大会の中止(3/13～3/15)
- ・スポーツ大会や学会等の中止（11 件）や延期（1 件）（3 月中）